

港区立図書館における電子書籍サービスの開始 及び資料の貸出数量の増量について

図書館利用者へのサービスを向上するため、電子書籍サービスを開始するとともに、図書館資料の貸出数量を増量します。

1 電子書籍サービスの開始

(1) サービスの概要

電子書籍サービスは、365日24時間いつでも、どこにいても、インターネットを通じて港区立図書館の電子書籍の検索・貸出・返却・閲覧ができるサービスです。

利用者は、自宅にいながら自分の端末で電子書籍を借りて読むことができるため、新型コロナウイルス感染症対策としても有効です。

文字の大きさ変更や音声読み上げ機能に対応している電子書籍もあり、読書バリアフリー対策としても有効です。

Windows、Mac、iOS、Androidと幅広いOSに対応し、利用者の環境を選びません。

図書館向けの市販の電子書籍のほかにも、行政資料や郷土資料を電子化して電子書籍として利用することができるため、貴重な所蔵資料の有効活用が進みます。

図書館で本を置くスペースが不要であり、資料の紛失や汚破損もありません。貸出、予約、督促業務も必要なくなります。

(2) 利用対象者

港区立図書館利用登録者のうち、港区在住・在勤・在学の利用者

(3) 貸出数量及び貸出期間

貸出数量 5タイトル以内

貸出期間 2週間以内

(4) 購入タイトル数

令和3年度中に5,000タイトル程度を購入します。

ライセンスに有効期限や貸出回数の上限がある電子書籍もあるため、次年度以降も継続して購入していきます。

2 資料の貸出数量の増量

(1) 貸出数量について

資 料	改 正 後	現 行
図書等	15冊以内	10冊以内
CD	5タイトル以内	3タイトル以内
ビデオテープ (変更なし)	3タイトル以内	3タイトル以内
DVD (変更なし)	2タイトル以内	2タイトル以内
電子書籍	5タイトル以内	—

(2) 予約数量について

貸出数量の増量にあわせて、予約できる数量も増量します。

図書等：15冊以内（現行は10冊以内）

CD、ビデオテープ、DVD：合わせて10タイトル以内
（現行は合わせて8タイトル以内）

電子書籍：5タイトル以内（新規）

3 実施時期

令和3年11月1日

4 利用者登録の更新

令和3年9月から、利用者登録を更新制としています。

従来は、最終利用日から2年間の有効期間としていましたが、定期的に資格を確認するため2年ごとに登録を更新することとしました。

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年10月 広報みなどによる周知

11月 電子書籍サービスの開始

資料貸出数量増量の開始